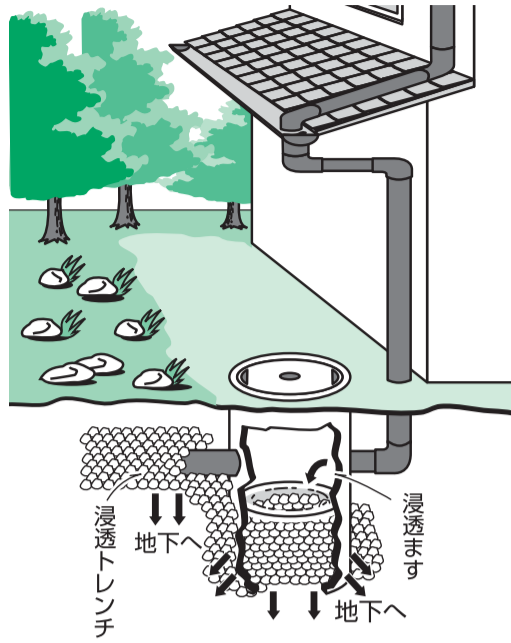


市内排水設備指定工事店

工事店名	所在地	電話番号
(有) 二宮工業所	東町1-42-18	042-383-1838
(有) 植村設備	// 2-31-5	0422-34-8771
金澤建設(株)	// 4-16-26	042-381-3158
倭土木工業(株)	// 5-24-12	042-385-2364
丸山工業所	梶野町2-3-11	0422-53-9851
(有) 村田設備設計	// 5-5-20	042-383-1984
(有) 旭設備工業	緑町2-1-19	042-382-5722
(株) 海藤工業所	// 3-4-11	042-381-1534
パール工業(株)東京営業所	// 5-4-19	042-388-7333
ムサシノアロー(株)	// 5-21-23	042-382-0111
シンワプラント(有)	中町2-2-2-203	042-316-4230
(株) 翼住設	前原町5-11-36	042-387-7611
(株) 協栄設備工業所	// 5-16-32	042-381-0239
竹馬商工(株)	本町1-2-20-305	042-384-3131
(株) 加藤工業	// 5-2-31	042-381-3335
関建設工業(株)	// 5-3-24	042-381-0012
小野建設(株)	// 5-37-30	042-381-2938
鴨下設備工業(株)	桜町1-7-12	042-381-3680
アートテクノ(株)	// 2-11-13	042-383-0753
(有) あずま管工	貫井北町2-18-3	042-384-1825
長倉工業(株)	貫井南町5-18-22	042-385-4850
(有) 佐々木工業	// 5-21-22	042-386-5187



雨水浸透施設

設置にご協力を

既存家屋への設置工事費を助成

市では、雨水をなるべく下水道に流さず、大地にかえす雨水浸透事業を実施しています。この事業を継承するため、新築や増改築の際には、雨水浸透ます等の設置をお願いします。

また、昭和63年8月以前に排水設備計画の届け出のあった既存家屋に対し、雨水浸透ます等の設置への工事費を助成しています。

■助成対象の要件昭和63年8月以前に建築した家屋
 ■助成額40万円を限度とします
 ※助成対象工事範囲以外(主にコンクリート塊)は自己負担となります

正しく使いましょう みんなの下水道施設

「使用した油は下水に捨てないでください」
 ▽一般家庭などで使用した油は流しに捨てず、ぼろ布や柔らかい紙等にしみ込ませて流れないようにし、「燃やすごみ」として出してください
 ▽飲食店などには、油水分離槽(グリストラップ)が設置されています。この槽の清掃をしないと下水管が詰まったり、悪臭が出ることもあるので、毎日または少なくとも3日に一度は、終業時にひしゃくなどで油かすをきれい、下水道へ油分が流れ込まないようにしてください

「ディスプレイは単独では使わないでください」
 台所の生ごみなどを碎いて

■助成対象の工事範囲雨どいから接続した雨水浸透施設設置工事
 ■下水道課業務設備係または市内排水設備指定工事店(表)へ

下水道に流し込む機器「ディスプレイ」は、水処理施設を設けずに家庭で使用すると、下水管が詰まったり、悪臭発生の原因になります。また、河川や東京湾を汚染し、水質悪化の原因ともなるためディスプレイは単独では、使用しないでください。

「排水設備工事等」指定工事店

次のような下水道関係工事をする場合、必ず市内排水設備指定工事店(表)に依頼し、事前に下水道課に届け出をして施工してください。

届け出をしないで工事を行うと、事故(管詰まり、悪臭)が発生した場合、維持管理の面で問題が生じる場合があります。

▽家屋の新築、増改築により便所等を造る工事
 ▽宅地内の排水管移設工事

汚水ますの点検の悪質業者等に注意を

市では、個人宅の排水管の清掃・点検等の委託を一切行っていません。汚水ます点検をかたる業者による詐欺にご注意ください。

なお、排水管が詰まった場合は、ご自分で清掃するか、市内排水設備指定工事店(表)に依頼してください。不審な点がありましたら、お問い合わせください。

家屋に関するお知らせ

■新築増改築調査にご協力を
 新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和5年度課税のために、令和4年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いします。

調査内容

■調査内容
 屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します

■取り壊したときは「連絡を」
 市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

【6月23日～29日は男女共同参画週間】

本年度は、「あたらしい」を築く、「あたらしい」社会へというキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動を実施します。

詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページ(<https://www.gender.go.jp/>)をご覧ください。

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざし

【6月23日～29日は男女共同参画週間】

屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

第72回社会を明るくする運動

法務省の主旨する「社会を明るくする運動」を推進するため、少年の非行防止、健全育成にふさわしい標語を募集します。

対市内在住・在勤・在学の方

市では、第6次男女共同参画行動計画の基本目標の一つに「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」を掲げ、いきいきと暮らせる豊かな社会づくりをめざしています。

多様な生き方の実現のためのポイントを紹介します。

▽ライフステージや生活環境、人生観に合った快適な働き方▽家事・育児・介護を男女で協力して行う▽ボランティア等の地域活動に参加し、地域との信頼関係の構築や、自己啓発を図る▽年齢や状況に合わせた体調管理

東小金井事業創造センター(KO-TO)の入居者募集

■募集施設
 プラス2室(いずれも月1万8千円・約2平方メートル)

■利用期間原則3年

■応募要項配布場所等
 センター、経済課(市役所第二庁舎4階)、同センターホームページ(<https://ko-to.info/>)

■7月21日(必着)までに、郵送または直接、申請書等を同センター(〒184-0002 梶野町1-2-36 ☎042-311-2040)へ

■企画政策課男女共同参画室
 ☎042-387-6803

他審査のうえ、入賞者に図書カードとごきんちゃんグッズを贈呈します

■8月31日(消印有効)までに、はがきに標語(何点でも可)・住所・氏名・電話番号を明記し、地域福祉課地域福祉係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-99915)へ

資源物処理施設に関する生活環境影響調査縦覧・意見書受け付け

施設の設置に関して利害関係のある方は意見書を受け付けます。

■縦覧期間
 6月23日(木)～7月22日(金)

■縦覧場所等
 ごみ対策課(市役所第二庁舎4階)、中間処理場、市ホームページ

■意見書受付
 7月23日～8月5日(必着)に、住所・氏名・意見を明記し、直接、郵送、ファクスまたはEメールでのごみ対策課施設係(〒184-0015 貫井北町1-8-25 ☎042-383-0250 FAX 042-383-19577 ☒S0402999@koganei-shi.jp)へ